

議案第96号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成18年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」及び「法第34条の8第1項及び」を削り、「第244条第1項」を「第244条の2第1項」に改める。

第2条の表中	黒内小学校児童クラブ	守谷市百合ヶ丘二丁目
--------	------------	------------

2349番地	黒内小学校児童クラブ	守谷市百合ヶ丘二丁目
		守谷市百合ヶ丘二丁目

丘二丁目2349番地	に改める。
丘二丁目2540番地の1	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年12月13日 提出

守谷市長 松丸 修久

平成 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第96号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、黒内小学校児童クラブの増設による当該クラブの位置の追加及び文言の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

題名	頁数
96号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）<u>第244条の2第1項</u>の規定に基づき、守谷市児童クラブの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>黒内小学校児童クラブ</td><td>守谷市百合ヶ丘二丁目2 349番地</td></tr> <tr> <td></td><td>守谷市百合ヶ丘二丁目2 540番地の1</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		黒内小学校児童クラブ	守谷市百合ヶ丘二丁目2 349番地		守谷市百合ヶ丘二丁目2 540番地の1	(略)		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、<u>法第34条の8第1項及び地方自治法</u>（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）<u>第244条第1項</u>の規定に基づき、守谷市児童クラブの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>黒内小学校児童クラブ</td><td>守谷市百合ヶ丘二丁目2 349番地</td></tr> <tr> <td></td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		黒内小学校児童クラブ	守谷市百合ヶ丘二丁目2 349番地		(新設)	(略)	
名称	位置																				
(略)																					
黒内小学校児童クラブ	守谷市百合ヶ丘二丁目2 349番地																				
	守谷市百合ヶ丘二丁目2 540番地の1																				
(略)																					
名称	位置																				
(略)																					
黒内小学校児童クラブ	守谷市百合ヶ丘二丁目2 349番地																				
	(新設)																				
(略)																					

